



## 後期高齢者医療送付先変更に係る取扱事項

No.	チェック ☑	項 目
1	☐	<p>・この届出書の提出時に、必ず以下の書類を提示又は写しを添付してください。</p> <p>・不備がある場合は、届出を受け付けることはできません。</p> <p><b>※なお、同世帯の親族であっても、被保険者の同意を得たうえでないと届出できませんので、ご注意ください。(送付先変更事務取扱要領第3条第2項を除く。)</b></p> <p>① 被保険者の本人確認書類          ② 届出者の本人確認書類          ③ 送付先の宛名・住所が確認できる書類（送付先方の本人確認書類など）          ④ 送付先変更を申請する理由のわかるもの（施設等からの請求書など）          ⑤ 委任状（別世帯の方が申請する場合）          ⑥ 成年後見人等の場合、              (イ) 登記事項証明書などの裁判所の通知              (ロ) 成年後見人等の本人確認書類</p>
2	☐	届出の内容に不明な点がある場合、住所登録地以外に送付することが個人情報の管理等において問題があると判断した場合には、当該届出を受け付けないことがあります。
3	☐	届出書を提出後に送付先が再度変更となる場合、または送付先の変更を終了する場合は、速やかに変更または終了を届け出てください。
4	☐	<p>以下の事項に該当した場合は、終了の申請がなくても送付先の変更を解除します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・送付先を変更する必要がなくなったとき</li> <li>・被保険者または送付先の住人等から送付先の終了の届出があったとき</li> <li>・被保険者の現在の居住地が確認できなかったとき</li> <li>・資格確認書などを不正に使用するおそれがあると認められたとき</li> </ul>
5	☐	送付先を変更したにも関わらず、書類が返戻された場合は、送付先の変更を取り消し、住所地に送付します。
6	☐	<b>送付先指定に伴う不利益については、全て被保険者及び届出者の責任とします。</b>